

(様式第8) 個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	自動車運転代行業申請・届出等受理調査報告書ファイル
実施機関の名称	千葉県警察本部長
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通総務課
個人情報ファイル等の利用目的	自動車運転代行業の事務の適正化に関する法律、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に伴う認定と適正な運用を図るため
記録項目	1 申請者氏名（法人の場合は法人名称及び代表者氏名）、2 申請者住所（法人の場合は法人の所在地）、3 申請者本籍、4 営業所の名称及び所在地、5 安全運転管理者氏名、6 安全運転管理者の住所、7 安全運転管理者の交通違反歴、8 役員の氏名、9 役員の住所、10 役員の本籍、11 破産者で復権を得ている者の有無（申請者及び役員）、12 犯歴の有無及び前科の内容（申請者及び役員）、13 精神機能障害の有無（申請者及び役員）、14 暴力団関係照会結果（申請者及び役員）、15 損害賠償責任保険内容（契約締結保険会社・契約期間・補償金額・契約登録車両・契約登録従事者）、16 自動車検査証記載事項
記録範囲	千葉県公安委員会が認定した自動車運転代行業者
記録情報の収集方法	自動車運転代行業の申請者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	安全運転管理者等講習業務委託先及び千葉県
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター
	(所在地) 〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1、2、4、5、6、8及び9の各記録項目の内容については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年六月二十日号外法律第五十七号）第8条第1項に基づき変更事項等を記載した届出書を提出しなければならない。

個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行 条例施行規則第3条第7項に 該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	—	
備 考	—	